

1 2 月 1 1 日 (水)

(第 3 日 目)



## 令和元年第8回南関町議会定例会（第3号）

令和元年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第65号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第2 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る  
ための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第4 議案第68号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 議案第69号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について
- 日程第6 議案第70号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3  
号）について
- 日程第7 議案第71号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第8 議案第72号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算  
（第2号）について
- 日程第9 議案第73号 町道の路線廃止について
- 日程第10 議案第74号 町道の路線認定について
- 日程第11 議案第75号 町道の路線廃止について
- 日程第12 議案第76号 町道の路線認定について
- 日程第13 議案第77号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び  
規約の一部変更について
- 日程第14 議案第78号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路改

良工事等の早期実施を求める陳情

- 追加日程第1 閉会中の継続審査について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第2 閉会中の継続調査について  
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について  
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について  
「広報常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について  
「議会運営委員会」
- 追加日程第6 議案第79号 南関町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君  | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君  | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君  | 6番 井下 忠俊 君  |
| 7番 立山 秀喜 君  | 8番 打越 潤一 君  |
| 9番 鶴地 仁 君   | 11番 境田 敏高 君 |
| 12番 橋永 芳政 君 |             |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 町 長 佐藤 安彦 君     | 税務住民課長 古澤 平 君 |
| 副町長 大木 義隆 君     | 福祉課長 島崎 演 君   |
| 教育長 谷口 慶志郎 君    | 経済課長 東田 彰夫 君  |
| 総務課長 北原 宏春 君    | 建設課長 嶋 永健一 君  |
| 会計管理者 寺本 一誠 君   | 教育課長 赤木 二三也 君 |
| まちづくり課長 坂田 浩之 君 |               |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋本清孝君 書記 福山尚樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第65号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、議案第65号、南関町一般職の職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る  
ための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第66号、成年被後見人等の権利の制限に係る  
措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に  
します。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第67号 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第67号、南関町災害弔慰金の支給等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第68号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第68号、令和元年度南関町一般会計補正予算  
（第5号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 多面的機能支払交付金の返済金に関して質問をします。返済金はすでに肥猪保全隊から626万円振込済みとの報告がありましたので、収益的には今回補正予算に計上するのは問題ないと思います。ただし、これだけの大きな問題を引き起こしたことで、南関町のイメージダウンに大きく繋がりました。今後二度とこういう問題を引き起こさないための対策を立てる必要があると考え、質問します。昨日の全員協議会の説明では、詳しく調査した結果、今回の事件は全て前代表の酒見氏個人で行われたものであるという報告が経済課長からありました。個人で行われた不正行為を5年間も見抜くことができなかつたことは、町側のチェック体制に不備があつたとも思えます。今後こうした問題を起こさないためのチェック体制の見直しはどう考えているのか質問します。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） チェック体制ということでございます。これは広域組織のほうに提出されている分が広域組織でチェックをされて、そして町のほうに報告をされたということございまして、町のほうでは、今回の報告については見抜くことはできなかつたということ、町のほうもこの件に関しては、今後2度とこのようなことがないように取り組む必要が当然あると思います。

町におきましては、再発防止を図る観点から一応大きく3点ほど再発防止策ということでしておりまして、一つ目が毎年広域組織の総会におきまして、適正な交付金の執行に関わる説明を行いまして、構成員全員に周知を図っていただき再発防止の徹底を図るとというのが1点でございます。それから組織から町へ提出された書類につきましては、チェック体制を更に強化をするのが2点目でございます。それから下部組織から広域組織に提出をされますけれども、その書類についても町としても書類を確認してチェックを強化すると、一応3点を大きな項目として挙げております。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 3点の対策を聞きましたけども、あくまでも書類だけのチェックのような対策みたいですけども、書類だけのチェックでこれまでも見抜けられなかつたということなんですけども、書類だけのチェックだけで十分だとお考えでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。



○経済課長（東田彰夫君） 今申し上げましたのは書類上のチェックでございますけれども、現地のほうにつきましては現地のほうの確認につきましては、毎年1回全農地を確認は今もしているところでございます。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第69号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第69号、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第70号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(橋永芳政君) 日程第6、議案第70号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第71号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(橋永芳政君) 日程第7、議案第71号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第72号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第72号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第73号 町道の路線廃止について

○議長（橋永芳政君） 日程第9、議案第73号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第74号 町道の路線認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第74号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第75号 町道の路線廃止について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第75号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第76号 町道の路線認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第76号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第13 議案第77号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第77号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第78号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第78号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第78号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第15 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思いを。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第16 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第16、委員会の報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果の報告が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 令和元年12月11日。

南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情の審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま、総務産業常任委員会委員長ほかから、閉会中の継続審査の件など6件を提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中継続審査の件についてなど6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、議案名を読み上げます。

（議案書朗読）

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情



○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から委員会において、審査中の陳情第2号、平成30年5月31日受理の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第4 閉会中の継続調査について

##### 「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第5 閉会中の継続調査について

##### 「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第6 議案第79号 南関町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第6、議案第79号、南関町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

第79号議案、南関町長及び副町長の給料の減額に関する条例について、提案理由及び御説明をさせていただきます。今議会の冒頭の御挨拶の中でも申し上げましたように、先般発覚いたしました本町職員の組合資金の着服という不祥事に際し、町民の皆様はじめ関係各位に対し、多大な御不安と御心配をおかけし、また皆様の信頼を裏切るようなこととなりましたこと、心からお詫び申し上げます。町長としてその責任の重大さに鑑み、監督、管理すべき立場にある私と副町長共々給料1月分を10分の1減額する条例を提案させていただきました。町民の皆様並びに議会に対し深くお詫びを申し上げます。減額の時期は来年1月の1月といたします。

どうか御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、南関町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第8回南関町議会定例会を閉じます。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員



南 関 町 議 会 会 議 録  
令 和 元 年 第 8 回 定 例 会

令 和 元 年 12 月 発 行

発 行 人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政  
編 集 人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

